

下 環 施 第 号
平成 年 月 日

殿

下関市環境施設課長
(公印省略)

搬 入 停 止 処 分 通 知 書

下関市廃棄物処理施設へのごみ搬入について、下関市廃棄物の減量及び適正処理に関する規則第 27 条に定める受入基準に違反していた為、下関市一般廃棄物処理施設搬入要綱第 5 条の規定に基づき、搬入停止処分を通知いたします。

対象事業者名	
事業者の住所	
搬入停止処分日数	日間 (※下関市一般廃棄物処理施設条例施行規則第 2 条に基づく搬入日に適用し、搬入日以外の日は、搬入停止日数に含めない。)
搬入停止期間	平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日 まで
搬入停止理由	
備考	

※注 (裏面へ)

この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定により、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、市長に対して不服申立てをすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合には不服申立てをすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。なお、処分の取消しの訴えは、不服申立てを行った後においては、その不服申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。